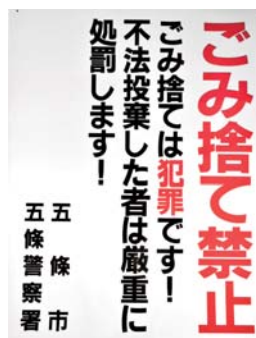


# 不法投棄は犯罪です！

不法投棄を行った人には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。事業活動による場合は、不法投棄を行った人を雇用していた法人などにも、3億円以下の罰金が科せられます。



## ◆私有地に不法投棄された場合

私有地に不法投棄された場合、市では撤去することができず、土地・建物の所有者または管理者がその廃棄物を処理しなければなりません。不法投棄をさせないためにも、柵、看板を設置するなどの防止策を講じ、適正に管理しましょう。※不法投棄された場合は、警察に通報してください。☎ 五條警察署 ☎ 23-0110

## ◆不法投棄等防止啓発看板を無料で配付しています

不法投棄等の防止を支援するため、啓発看板を無料で配付しています。希望する人は、問い合わせてください。(配付枚数には限りがあります。)

### 【看板の種類】

- ▼ごみ捨て禁止 ▼不法投棄禁止
- ▼フンの放置禁止 ▼不法投棄監視カメラ作動中

### 【看板の大きさ】

縦 600mm × 横 450mm

☎ 生活環境課 (内線 388)

## 税のひとくちメモ ☎ 税務課 (内線 259、260)

# 市税と水道料金は、コンビニやスマホアプリでも納付できます

五條市の市税や水道料金は、銀行・郵便局などの指定金融機関で納付できますが、バーコードが印字されている指定期限内の納付書であれば、全国のコンビニエンスストアで納付できるほか、カメラ付きスマートフォンがあればアプリ (PayB、PayPay、LINE) を利用して納付できます。

コンビニエンスストアでの納付やアプリでの納付は、土日祝日や夜間などいつでも納付することができ、手数料もかかりません。

自分にあった方法で、期限を守って納付しましょう。



## 個人事業税 (県税) の納期限は、

**第1期分：8月31日 (月)**

**第2期分：11月30日 (月) です。**

- ▼納付書は、第1期分・第2期分を同封しています。間違いのないよう注意してください。
- ▼第2期分の納付書は紛失しないよう保管し、期限までに納付してください。
- ▼第1期分・第2期分をまとめて、8月31日までに納付することもできます。

☎ 中南和県税事務所 課税課 ☎ 0744-48-3004

# 児童扶養手当「現況届」、特別児童扶養手当「所得状況届」の提出をお忘れなく!!

引き続き児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給するには、現況届等の提出が必要です。期限内に提出してください。※現況届・所得状況届の用紙は、窓口で配布しています。

☎ 児童福祉課 (内線 366)

### 【受付場所・期間】

☎ ▼児童福祉課 ▼西吉野支所 ▼大塔支所

☎ ▼現況届：8月3日 (月) ~ 31日 (月)

▼所得状況届：8月12日 (水) ~ 9月11日 (金)

※つぎの休日受付日を除く平日の8時30分~17時15分

### 【休日受付日】

☎ 8月23日 (日) 10時~14時

☎ 児童福祉課 (西吉野支所・大塔支所では受付できません)

## 結婚新生活支援事業補助金

# 新婚生活のスタートを応援します

### ◆補助の要件

- ☎ 市内在住で4月1日以降に婚姻し、次の4つの条件をすべて満たす夫婦
  - ①婚姻日時点で、夫婦とも34歳以下であること
  - ②前年の世帯の所得が340万円未満であること  
※貸与型奨学金の返済がある場合は、前年に返済した額を前年の世帯所得から控除した金額が340万円未満であること
  - ③市税等の滞納がないこと
  - ④同様の公的制度の家賃補助等を受けていないこと

### ◆補助金の額

☎ ¥1世帯あたり **上限 20万円** (予算の範囲内に限る)

### ◆申請期間

☎ 2021年3月31日 (水) まで

### ◆その他

☎ 申請書や添付書類の提出が必要です。詳しくは問い合わせてください。

☎ ☎ 児童福祉課 (内線 366)

# 8月15日 (土)、23日 (日) 9時~13時 市民課の休日開庁日 ☎ 市民課 (内線 262、263)

※窓口は混雑が予測されます。時間に余裕を持って来庁してください。なお、マイナンバーカードに関する手続は、平日15時~17時が比較的的空いています。

### ◆業務の内容

- ▼マイナンバーカードの申請支援
  - ☎ 本人確認書類 (運転免許証など)、通知カード
  - ☎ 申請用の顔写真を無料で撮影します。
- ▼マイナンバーカードの電子証明書更新手続
  - ☎ 住民票の写し、戸籍謄本等の発行
  - ☎ 住所の異動届は受付できません。
- ▼マイナンバーカードの受け取り・更新手続
  - ☎ 本人確認書類、交付通知書、通知カード
  - ☎ 必ず本人が受け取りに来てください。